

	契 約 用
○	業 者 用

業務名　西車両基地及び栄町検車線シャッター整備
業務委託仕様書

令和 7 年 11 月

札幌市交通局	車両課二十四軒検修係	札交車 25 第 3167 号 川波 拓郎 電話 643-3011 (内線 8212)
--------	------------	---

1 適用範囲

本仕様書は札幌市交通局（以下、「委託者」という）が発注する、高速電車西車両基地及び東豊線栄町検車線の電動重量シャッターポイント検査整備業務に適用する。

2 履行期間

契約書に示す着手の日より令和8年3月18日まで。

3 業務時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。

但し業務実施場所は委託者が行う鉄道車両の保守整備等のために業務時間を限定する場合があるため、具体的な時間・工程は委託者と打ち合わせること。

4 業務実施場所

(1) 札幌市西区二十四軒1条4丁目1番2号

札幌市交通局 高速電車西車両基地

(2) 札幌市東区北46条東15丁目3番1号

札幌市交通局 東豊線栄町検車線

5 業務範囲

(1) 整備対象箇所一覧 ······ 別紙1

(2) 配置図 ······ 別紙2

(3) 定期保守整備内容 ······ 別紙3

6 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

(1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、作業従事者にはこれを徹底すること。

(2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

7 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

8 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントに合致する形で業務を遂行すること。

9 業務履行にあたる注意事項

受託者は以下の事項を作業従事者へ周知のうえ、業務履行中は遵守すること。

- (1) 作業従事者へ所属を容易に識別できる制服、名札等を着用させるとともに、作業内容に応じて保護帽、要求性能墜落制止用器具等の安全衛生保護具を着用させること。
- (2) 委託者施設内への入出場及び施設内の移動は委託者と打ち合わせを行い、指定された場所以外には立ち入らないこと。
- (3) 業務に起因した労働災害及び旅客、公衆、委託者の建物・設備・車両へ損害を発生させないよう、監視人の配置、作業箇所の区画及び養生等を適切に行うこと。
- (4) 業務に起因した労働災害が発生した場合及び旅客、公衆、委託者の建物・設備・車両へ損害を与えた場合（その恐れのある事項を認めた場合を含む）は人命の安全確保を最優先に応急処置を施すと共に、委託者へ報告のうえその後の指示を受けること。
- (5) 鉄道車両出入庫用シャッターの近傍には架空電車線が設置されており、高圧（直流1500V）が加圧されている。作業時は委託者が停電処置を行うので、委託者より許可を得るまで作業を開始しないこと。
- (6) 作業時、委託者が管理する設備より電力、圧縮空気等の動力を得る際は、事前に委託者へ申し出のうえ許可を受けたうえで、接続や使用の方法について指示を受けること。
- (7) 作業時、火花の発生や発煙が見込まれる場合は事前に委託者へ申し出のうえ許可を受けたうえで、養生及び消火用具の配置等、火災を防止する処置を講ずること。
- (8) 作業後は資機材の置き忘れの有無を確認のうえ、作業箇所の清掃を行うこと。

10 費用の負担

- (1) 本業務に要する電力、用水、圧縮空気は委託者の負担とする。

- (2) 足場、脚立、高所作業車、工具、測定器等の資機材一切（足場の運搬、掛け払いを含む）及び吊元ボルト、スラット端爪を含む消耗部品類は受託者の負担とする。
- (3) 予期しない交換部品が発生した場合は委託者と協議すること。

11 檢収・支払い

完了検査は委託者の立ち会い検査により行う。業務完了時は業務完了届及び本仕様書に定める書類を提出すること。委託者が行う完了検査に合格した後に支払い手続きを行う。

12 提出書類

受託者は下記の書類を定められた時期までに提出すること。なお下記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合には提出すること。

No.	書類	様式	部数	時期
1	業務着手届	業務委託－第8号様式	1部	着手と同時
2	業務工程表	業務委託－第9号様式	1部	着手と同時
3	業務主任経歴書	業務委託－第10号様式	1部	着手と同時
4	労働災害保険関係の成立を証する文書	委託者と協議のこと	1部	着手と同時
5	業務完了届	業務委託－第13号様式	1部	完了と同時
6	整備記録表	委託者と協議のこと	1部	完了と同時
7	業務写真	委託者と協議のこと	1部	完了と同時

13 疑義

本仕様書に明記のない場合又は記載事項に疑義が生じた場合は、応札以前に申し出ることとし、契約後は委託者と十分協議すること。

14 再委託について

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

整備対象箇所一覧

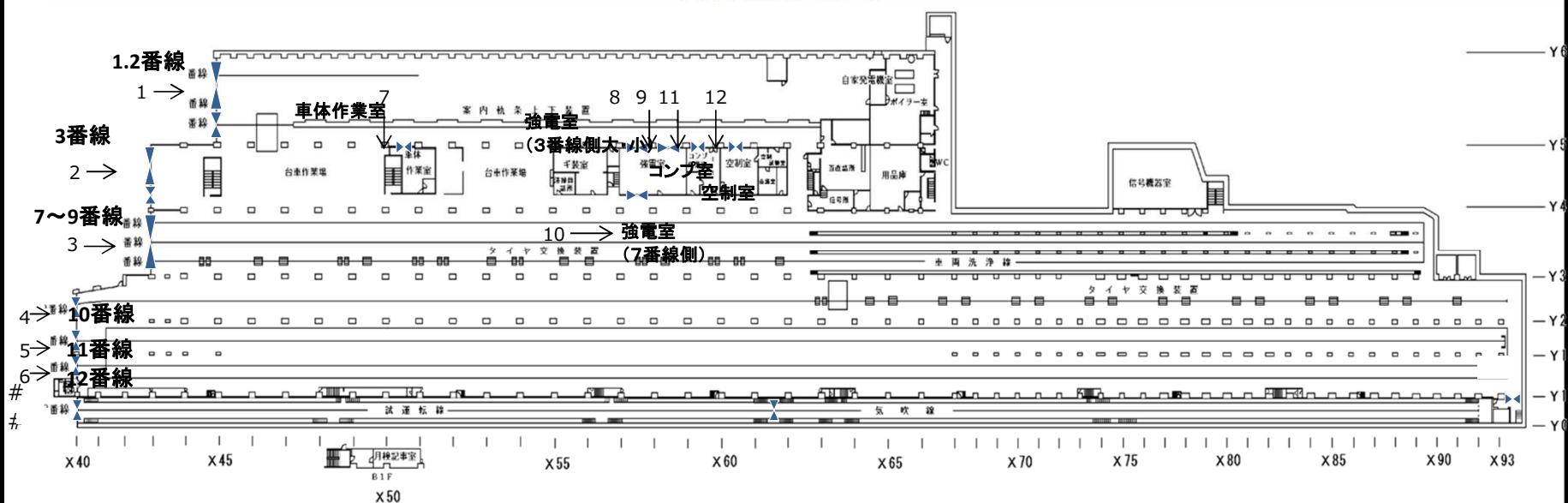
No.	設置場所	メーカー	開閉器機種	W (mm)	H (mm)	付帯設備等	区分	
							定期 保 守 整 備	部 品 交 換 整 備
1	1.2番線	三和シャッター工業	SFD-150	9,580	4,800	遠隔操作	○	
2	3番線	三和シャッター工業	SG-75	5,500	4,800	遠隔操作	○	
3	7~9番線	三和シャッター工業	SFD-150	11,980	4,700	遠隔操作、架線インシュレータ	○	
4	10番線	文化シャッター	EGR-50W	4,450	4,700	遠隔操作、架線インシュレータ	○	
5	11番線	文化シャッター	EGR-50W	4,430	4,700	遠隔操作、架線インシュレータ	○	
6	12番線	文化シャッター	EGR-50W	4,430	4,700	遠隔操作、架線インシュレータ	○	
7	車体作業室	三和シャッター工業	SG-1344	2,380	2,300	煙感知器連動 障害物検知センサー	○	
8	強電室（3番線側大）	三和シャッター工業	SG-2045	4,115	2,795	煙感知器連動	○	
9	コンプ室	三和シャッター工業	SG-2045	3,470	2,435	煙感知器連動	○	
10	空制室	三和シャッター工業	SG-2500	3,510	2,500	煙感知器連動	○	
11	搬入庫（南）	文化シャッター	EGR-170XWG	9,300	6,230	なし	○	
12	栄町検車線 地上部	三和シャッター工業	SFD-40	4,920	4,040	なし	○	

配置図

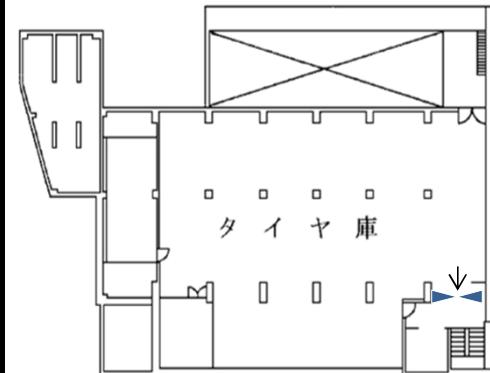
※縮尺は各図で異なる

図中の番号は別紙1 整備対象箇所一覧の通し番号を示す。

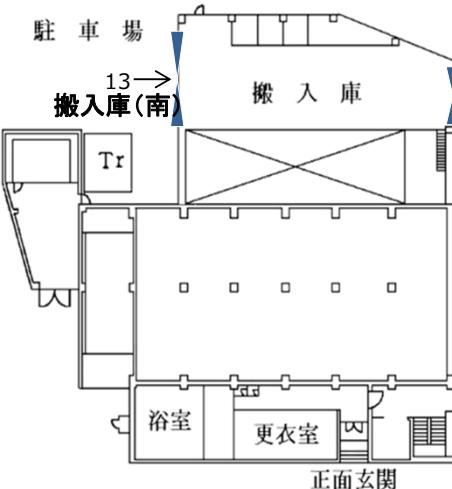
西車両基地 B2F



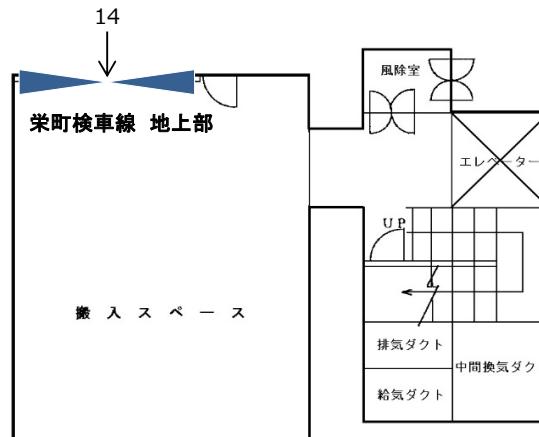
西車両基地 MB1F



西車両基地 1F



栄町検車線 地上部



定期保守整備内容

No.	保守整備項目	
1	点検口	状況、障害の有無
2	降下位置	状況、障害の有無
3	操作位置	状況、障害の有無
4	カウンター ※1	作用、計数値記録
5	開閉器	取付状態、外観状態、漏油の有無、作用
6	ブレーキ装置	取付状態、外観状態、作用
7	手動装置	取付状態、外観状態、作用
8	スプロケット	取付状態、外観状態、作用、欠油個所注油
9	ローラーチェーン	取付状態、外観状態、作用、欠油個所注油
10	巻取シャフト	取付状態、軸受の状態、駆動側・従動側のフランジ内外周溶接状態
11	ブラケット	取付状態、外観状態
12	スラット	取付状態、外観状態、スラット流れ修正
13	吊元	取付状態、外観状態
14	座板	取付状態、外観状態、まぐさにおける収まり状態、床面との接触状態
15	ケース	取付状態、外観状態
16	まぐさ	取付状態、外観状態
17	押し車	取付状態、外観状態、作用
18	ガイドレール	取付状態、外観状態、飲み口の状態確認、清掃、欠油個所注油
19	制御盤	取付状態、外観状態、作用
20	リミットスイッチ	取付状態、外観状態、作用
21	押しボタンスイッチ	取付状態、外観状態、作用
22	障害物検知装置 ※1	取付状態、外観状態、作用、電池交換
23	ヒューズ装置 ※1	取付状態、外観状態
24	自動閉鎖装置 ※1	取付状態、外観状態
25	絶縁抵抗値	測定
26	警告灯・ブザー ※1	取付状態、外観状態、作用
27	連動制御器 ※1	取付状態、外観状態
28	降下状況	異音・振動・片寄りの有無、円滑に降下すること
29	降下速度	速度の異常の有無
30	巻上状況	異音・振動・片寄りの有無、円滑に巻き上げること
31	遠隔操作 ※1	信号扱所操作盤による開閉機能、操作スイッチ及び連動監視盤の表示灯確認
32	架線インシユレーター ※2	シャッター開閉との連動、表示灯の機能
33	総合的な作動状況	全開から全閉、全閉から全開、途中停止及び途中停止からの起動

※1 当該の装置、機能が付加されている箇所に限る

※2 架線インシユレータ自体は業務範囲外であるが以下のシャッターとの連動を確認すること

閉から開 → シャッターに連動して架線インシユレータが閉じ、「架線セット」表示灯が点灯する

開から閉 → シャッターに連動して架線インシユレータが開き、「架線セット」表示灯が消灯する

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_{RO}』」の実現を目指してまいります。

2 基本的 方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

西車両基地及び栄町検車線シャッター整備 積算書

仕様書番号 札交車25第3167号